

第三十九回国会 大蔵委員會議録 第一号

本国会召集日(昭和三十六年九月二十五日)(月曜日)(午前零時現在)における本委員会は、次の通りである。

委員長 足立 篤郎君
理事 伊藤 五郎君 理事 鴨田 宗一君
理事 黒金 泰美君 理事 細田 義安君
理事 毛利 松平君 理事 辻原 弘市君
理事 平岡忠次郎君 理事 横山 利秋君
宇都宮徳馬君 大久保武雄君
岡田 修一君 金子 一平君
簡牛 九夫君 蔵内 修治君
篠田 弘作君 田澤 吉郎君
高田 富興君 高見 三郎君
竹下 登君 館林三喜男君
津雲 國利君 塚田十一郎君
永田 亮一君 西村 英一君
福田 赴夫君 藤井 勝志君
坊 秀男君 山中 貞則君
米山 恒治君 有馬 輝武君
石村 英雄君 佐藤觀次郎君
田原 春次君 広瀬 秀吉君
藤原豊次郎君 堀 昌雄君
武藤 山治君 安井 吉典君
春日 一幸君

九月二十七日
足立篤郎君委員長辞任につき、その補欠として小川平二君が議院において委員長に選任された。

昭和三十六年十月三日(火曜日)

午前十時十八分開議

出席委員

委員長 小川 平二君
理事 黒金 泰美君 理事 細田 義安君
理事 毛利 松平君 理事 山中 貞則君

第一類第五号 大蔵委員會議録第一号 昭和三十六年十月三日

理事 平岡忠次郎君 理事 横山 利秋君
足立 篤郎君 大久保武雄君
岡田 修一君 金子 一平君
田澤 吉郎君 濱田 幸雄君
吉田 重延君 有馬 輝武君
石村 英雄君 佐藤觀次郎君
藤原豊次郎君 堀 昌雄君
安井 吉典君 春日 一幸君
出席政府委員
大蔵政務次官 天野 公義君
大蔵事務官 上林 英男君
(主計局法規課 長)
委員外の出席者
専門 員 坂井 光三君

九月二十五日
委員 簡牛九夫君辞任につき、その補欠として小川平二君が議長の指名で委員に選任された。

九月二十七日
委員 西村英一君、福田赴夫君及び米山恒治君辞任につき、その補欠として濱田幸雄君、久保田藤麿君及び橋渡君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十八日
委員 高田富興君辞任につき、その補欠として吉田重延君が議長の指名で委員に選任された。

十月三日
理事 伊藤五郎君同日理事辞任につき、その補欠として山中貞則君が理事に当選した。

九月二十五日

農業近代化助成資金の設置に関する法律案(内閣提出第一〇号)
會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)(予)
同月二十八日
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任の件
小委員会設置に関する件
國政調査承認要求に関する件
農業近代化助成資金の設置に関する法律案(内閣提出第一〇号)
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)
會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)(予)

○小川委員長 これより會議を開きます。この際一言ごあいさつを申し上げます。

私のこのたびはからずとも本委員会の委員長に就任をいたしました。もとより不敏非才の者でございますが、はたして重任を全うし得るやをひたすらおぼえて、次第でございませう。願わくば委員各位のお力添えと御鞭撻をいただきます。大過なきを期したい、かように考えておる次第でございます。それから、何分ともよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○小川委員長 理事辞任についてお諮りをいたします。理事であります伊藤五郎君より理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小川委員長 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。続いて、理事の補欠選任を行ないますが、先例により委員長において指名するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小川委員長 御異議なしと認めます。それでは委員長において山中貞則君を理事に指名いたします。

○小川委員長 次に、國政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

國の會計に関する事項、税制に関する事項、金融に関する事項、証券取引に関する事項、外國為替に関する事項、國有財産に関する事項、専売事業に関する事項、印刷事業に関する事項及び造幣事業に関する事項の各事項につきましても本会期中國政に関する調査を行なうこととし、その手続につきましても委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○小川委員長 次に、天野大蔵政務次官より發言を求められております。これを許します。大蔵政務次官天野公義君。

○天野政府委員 先般大蔵政務次官に任ぜられました。今後とも、浅学非才の者ではあります。委員各位の御教導を賜りまして、無事職責を果たせまうようにお願いいたします。次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○小川委員長 農業近代化助成資金の設置に関する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案及び會計法の一部を改正する法律案の三法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を聴取することといたします。

農業近代化助成資金の設置に関する法律案

農業近代化助成資金の設置に関する法律案

第一条 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第 号)の規定に基づき、農業近代化資金の融通につき都道府県が利子補給を行なうのに要する経費を補助するため、農業近代化助成資金(以下「資金」という。)を設置する。

(資金の所屬及び管理)
第二条 資金は、一般會計の所屬とし、農林大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(資金への繰入れ)

第三条 政府は、予算の定めるところにより、一般会計から、資金に繰入れをすることが出来る。

(資金に充てる財源)

第四条 資金は、前条の規定による繰入金及び次条第一項の規定により預託した場合に生ずる利子をもつて充てる。

(資金の預託)

第五条 資金に属する現金は、資金運用部に預託することが出来る。

2 前項の規定により預託した場合に生ずる利子は、資金に編入するものとする。

(資金の使用)

第六条 資金は、農業近代化資金助成法第三条の規定により都道府県に対し補助するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することが出来る。

(資金の経理)

第七条 資金の受払いは、歳入歳出外とし、その経理に關し必要な事項は、政令で定める。

(資金の増減及び現在額計算書)

第八条 農林大臣は、資金の毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の計算書を作成し、翌年度の七月三十一日まで、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。

3 内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、これに第一項の計算書を添附しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十四号の二の次に次の一号を加える。

十四の三 農業近代化助成資金を管理すること。

理由

農業経営の近代化のために必要なる長期かつ低利の施設資金の融通の円滑化を図るため、当該資金の融通につき都道府県が利子補助を行なうのに要する経費を補助するための財源措置として、政府の一般会計に農業近代化助成資金を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「七百三億圓」を「七百八十三億圓」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

日本輸出入銀行の業務の円滑な運営に資するため、その資本金を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

会計法の一部を改正する法律案

会計法の一部を改正する法律

会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 各省各庁の長は、第十条の規定によるほか、その所掌に係る売買、貸借、請負その他の契約に關する事務を管理する。

第四章中第二十九条の次に次の十一条を加える。

第二十九条の二 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員に前条の契約に關する事務を委任することが出来る。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員に前項の事務を委任することが出来る。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、契約担当官(各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)に事故がある場合(契約担当官が第五項において準用する第四条の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、

その官職にある者が欠けたときを含む。)におけるその事務を代理せしめることが出来る。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、契約担当官の事務の一部を分掌せしめることが出来る。

第四条の二第五項の規定は、前四項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により契約担当官の事務を代理する職員は、これを規定により契約担当官の事務の一部を分掌する職員は、これを分任契約担当官とす。

第二十九条の三 契約担当官、代理契約担当官、分任契約担当官、支出員担当官及び分任支出員担当官(以下「契約担当官等」と総称する。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

契約の性質又は目的により競争に加わらるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令

の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、隨意契約によるものとする。

契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は隨意契約によることが出来る。

第二十九条の四 契約担当官等は、前条第一項、第三項又は第五項の規定により競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の百分の五以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、政令の定めるところにより、その全部又は一部を納めさせないことが出来る。

前項の保証金の納付は、政令の定めるところにより、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもつて代えることができる。

第二十九条の五 第二十九条の三第一項、第三項又は第五項の規定による競争(以下「競争」という。)は、特に必要がある場合においてせり売りに付するときは除き、入札の方法をもつてこれを行なわなければならない。

前項の規定により入札を行なう場合においては、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

第二十九条の六 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を当該契約の相手方とすることができ

第二十九条の七 第二十九条の四の規定により納付された保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）のうち、落札者（前条の規定により契約の相手方とする者をいう。以下次条において同じ。）の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、国庫に帰属するものとする。

第二十九条の八 契約担当官等は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、政令の定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、政令で定める場合においては、これを省略することができ

第二十九条の十 前条の規定により納付された契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、国庫に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたとことによるものとする。

第二十九条の十一 契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、政令で定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払ふ必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

各省各庁の長は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、第一項の監督及び第二項の検査を、当該契約に係る契約担当官等及びその補助者以外の当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に行なわせることができる。

契約担当官等は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、国の職員以外の者に第一項の監督及び第二項の検査を委託して行なわせることができる。

第二十九条の十二 契約担当官等は、政令の定めるところにより、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は公衆電気通信の役務の提供を受ける契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの給付の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。第四十八条第一項中「（認証）」の下に「契約（支出負担行為に該当するものを除く。以下同じ。）を加え、同条第二項中「（認証）」の下に「契約」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 会計法第二十九条の二第三項に規定する契約担当官

第二条第一項に次の一号を加える。

十 会計法第二十九条の十一第四項の規定に基づき契約に係る監督又は検査を行なうことを命ぜられた職員

第二条第三項中「及び会計法」を「会計法」に改め、「命令」の下に「及び同法第二十九条の契約」を加える。

第八条第一項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第八号」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

理由

国の契約事務の適正な執行を確保するため、契約の相手方の選定、契約の締結、契約の履行の監督及び検査その他契約事務に関する基本的事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小川委員長 大蔵政務次官天野公義君。

○天野政府委員 ただいま議題となりました農業近代化助成資金の設置に関する法律案外二法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。まず農業近代化助成資金の設置に関する法律案について御説明申し上げます。政府は、農業協同組合等の農業関係の融資機関が行なう長期かつ低利の資金の融通を円滑にするため、道府県が行なう利子補給について国が助成することとし、もつて農業経営の近代化に資するため、今国会に別途農業近代

化資金助成法案を提出して御審議をお願いいたしております。

農業近代化助成資金の設置に関する法律案は、この農業近代化資金助成法の規定に基づき、都道府県が農業近代化資金の融通につき利子補助を行なうに要する経費を補助するために必要な財源を確保するため、政府の一般会計に農業近代化助成資金を設けようとするものであります。この資金は、一般会計から資金に繰り入れる金額及びこれを資金運用部に預託した場合に生ずる利子をもつてこれに充てることとし、前述の都道府県に対する補助の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより使用できることとするものでもあります。なお、以上申し述べましたほか、資金の管理、受け払い、増減の計算等所要の規定を設けることとしたしております。

次に日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本輸出入銀行は、昭和二十五年十二月、日本輸出銀行として設立されて以来、プラント輸出金融を中心として輸出入並びに海外投資に関する金融を行ない、わが国貿易の振興並びに経済協力の推進に格段の寄与をいたして参りましたことは御承知の通りであります。

日本輸出入銀行の業績は、わが国貿易の進展に伴って着実に伸びてきており、その融資残高は、本年八月末において千六百八億四に達しております。今後、海外からのプラント輸出等の引き合いは、東南アジアを初めとしてさらに増加していくことが予想されますとともに、東南アジア諸国との経済協力も、また一そりその実を上げてい

くものと思われ、日本輸出入銀行の融資を必要とする事案は、ますます増加する見通しであります。

このような状況にかんがみまして、昭和三十六年度の財政投融資計画において、政府は、日本輸出入銀行の融資見込み額を九百七十億圓と推算し、このため必要な資金として同行に対して新たに五百七十億圓の資金を供給することとしたのであります。その後、本年に入りましてから、プラント輸出の大幅な増加等により、同行に対する資金需要は予想以上に旺盛となつておりますが、さらに政府としましては、最近の国際収支の動向にかんがみ、輸出振興のための一連の施策を講ずることとし、この施策の一つとして、新たに日本輸出入銀行に対し二百億圓の資金を追加することにより、プラント輸出等の金融に遺憾のないよう措置することとしたのであります。追加資金二百億圓のうち八十億圓は産業投資特別会計からの出資を予定してありますので、日本輸出入銀行法の一部を改正して、同行の資本金七百三億圓を八十億圓増加し、七百八十三億圓とする必要が参ります。これが、この法律案を提出する理由であります。

最後に、会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案は、国の行なり売買、貸借、請負その他の契約の制度につきまして改正を行なうとするものであります。現在国の契約制度は、会計法及びこれに基づく予算決算及び会計令で規律し、運用されておりますが、この制度は、大正十年制定にかかると旧会計法の内容を大體そのまま受け継いだものでありますので、その後事情に照らし

再検討する必要があるものであります。そこで昨年財政制度審議会において御討議を願ひ、ここに会計法の一部を改正して国の行なり売買、貸借、請負その他の契約についての制度を整備し、その運営の円滑化をはかることにいたしましたと考え、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、本法律案の概要について御説明申し上げます。

まず第一に、現行の会計法は、一般競争を原則とし、指名競争及び随意契約を例外としておりますが、一般競争の行なわれてゐるのはきわめて少ない実情に参ります。しかし、一般競争の方式は、国の契約方式として確保すべき公正及び機会均等の面からみれば、この制度であり、各国もこれを原則的方式と定めてゐる例が多いという実情に参ります。従ひまして本法律案におきましては、契約の性質または目的により一般競争に付する必要がある場合及び一般競争に付するに不利と認められる場合においては指名競争に付し、契約の性質または目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合においては随意契約によるものとし、それ以外の場合は一般競争によるものといたしてあります。また、指名競争が少額である場合等においては、指名競争または随意契約によることができることにいたしてあります。

第二に、競争契約の場合における落札方式は、歳入原因契約にあつては最高、歳出原因契約にあつては最低の入札者を落札者とするを原則といたしますが、歳出原因契約のうち特別

なものについては入札価格が著しく低いことにより契約の適正な履行がされないおそれがあるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、所定の手続のもとに次順位の入札者を契約の相手方とすることができるとする道を開くことにいたしてあります。

第三に、契約の適正な履行を確保するため監督及び検査について必要な規定を設け、監督及び検査の民間委託に關しても規定を明確にし、また契約の目的物については相当期間の保証がある場合においては監督または検査を一部省略することができるとにいたしてあります。なお、この改正に伴ひまして、監督員、検査員の任命についての規定を整備するとともに、その責任の明確化をはかることにいたしてあります。

第四に、契約書の作成、入札保証金、契約保証金等の事項につきましては、従来学説、判例等において議論が参りましたが、この機会に規定の明確化をはかることにいたしてあります。

第五に、電気、ガスもしくは水の供給または電話の役務提供のごとき長期継続契約につきましては、手続の簡素化をはかることにいたしてあります。

第六に、契約事務を担当する者につきましての任命の規定を整備いたしますとともに、その責任の明確化をはかることにいたしてあります。

以上が農業近代化助成資金の設置に關する法律案外二法律案についての提案の理由及びその概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○小川委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○小川委員長 御報告いたします。

先刻議決いたしました国政調査承認要求に対し、議長より承認が参りました。

○小川委員長 次に小委員会設置の件についてお諮りいたします。

税制に關する事項、並びに金融及び証券取引に關する事項を調査するため、税制及び税の執行に關する小委員会並びに金融及び証券に關する小委員会を設置したいと存じますが、御異議ありませんか。

○小川委員長 御異議なしと認めます。よつて、設置するに決しました。

なお、小委員の員数はそれぞれ十三名とし、小委員及び小委員長の選任並びにその辞任及び補欠選任等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

次会は明日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十一分散会